

補助対象となる経費

② 既存システム改修等に係る経費

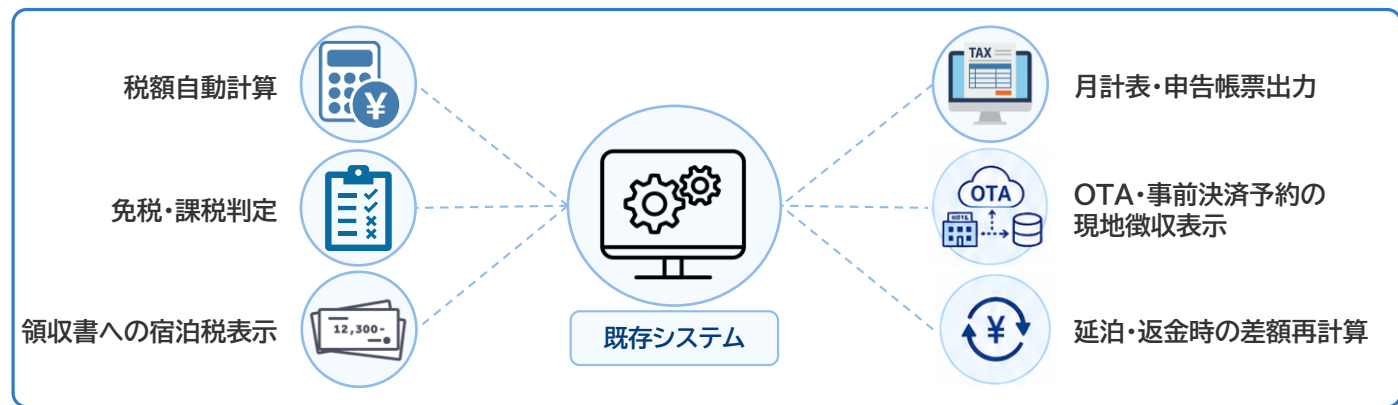
この区分は、すでに利用しているPMS、POS、予約管理、精算システムなどに、宿泊税対応機能を追加・改修する場合の経費を対象とするものです。

具体的には、宿泊税額の自動計算、課税・免税判定、領収書への宿泊税表示、月計表・申告帳票の出力、OTA事前決済予約における現地徴収額の表示、延泊・減泊・返金時の差額再計算などが該当します。

ただし、宿泊税以外の機能追加や単なる保守・更新、月額費、自社人件費、内訳が不明な一式見積は対象外となります。申請時には、宿泊税対応部分の作業内容、数量、単価が明確に区分されているかを確認することが重要です。

1 対象イメージ

① 既存システムに宿泊税対応機能を追加する改修費が対象



2 対象外の代表例・確認ポイント

△ 対象外の代表例

- × 顧客管理・販促・分析などの機能追加
- × 単なる更新・保守・月額費、自社人件費・社内開発工数
- × 内訳が不明な一式見積

☑ 申請時の確認ポイント

- ✓ 宿泊税対応部分が明確に区分できること
- ✓ 作業内容・数量・単価が確認できること
- ✓ 宿泊税徴収に直接必要な改修であること

※宿泊税以外の機能追加を含む場合は、対象部分が明確に区分できることが重要です。